

令和7年（ケ）第34号

ご 注 意 く だ さ い

売却物件は、物件1、2のみです。

評価書には物件1～5が記載されている箇所がありますが、売却対象物件は物件1、2のみになりますので、買受けを検討される際はご注意ください。

横浜地方裁判所小田原支部民事部不動産競売係

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 3月11日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 椎 野 優 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 4月 2日から 令和 8年 4月 9日 午後 5時00分まで	
開札期日	日 時	令和 8年 4月15日 午前10時00分
	場 所	横浜地方裁判所小田原支部売却場
売却決定 期日	日 時	令和 8年 4月28日 午前 9時50分
	場 所	横浜地方裁判所小田原支部民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 4月22日 午前10時00分から 令和 8年 4月22日 午後 3時00分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 3月11日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。なお, 特別売却実施期間中の買受申出の受付は, 午前10時から午後3時までの間(ただし, 午後0時15分から午後1時までの間を除く。)に行います。		



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 足柄下郡湯河原町福浦字河原 |
| | 地 番 | 337番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 209.81平方メートル |
| 2 | 所 在 | 足柄下郡湯河原町福浦字河原337番地 |
| | 家屋 番号 | 337番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造銅板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 109.06平方メートル
2階 56.18平方メートル |



物件明細書

令和 8年 2月 9日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 権野優子

-
-
- 1 不動産の表示
【物件番号1、2】
別紙物件目録記載のとおり

 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし

 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1、2】
なし

 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2】
本件所有者が占有している。

 - 5 その他買受けの参考となる事項
なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物件目録

- | | | |
|---|------|-----------------------------------|
| 1 | 所在 | 足柄下郡湯河原町福浦字河原 |
| | 地番 | 337番1 |
| | 地目 | 宅地 |
| | 地積 | 209.81平方メートル |
| 2 | 所在 | 足柄下郡湯河原町福浦字河原337番地 |
| | 家屋番号 | 337番 |
| | 種類 | 居宅 |
| | 構造 | 木造銅板葺2階建 |
| | 床面積 | 1階 109.06平方メートル
2階 56.18平方メートル |



令和 7年(ケ)第 34号
令和 7年 4月15日受理
令和 7年 8月18日提出

現況調査報告書 (3 - 1)

横浜地方裁判所 小田原支部
執行官 小 野 将太郎

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 足柄下郡湯河原町福浦字河原 |
| | 地 番 | 337番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 209.81平方メートル |
| 2 | 所 在 | 足柄下郡湯河原町福浦字河原337番地 |
| | 家屋 番号 | 337番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造銅板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 109.06平方メートル
2階 56.18平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
土地	物件1
現況地目	■宅地(物件1) □公衆用道路(物件) □ (物件)
形状	□公図のとおり □地積測量図のとおり ■建物図面(各階平面図)のとおり □土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	
建物	物件2
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点異なる(□主たる建物 □附属建物) □種類: □構造: □床面積:
物件目録にない附属建物	■ない □ある { 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日
土地建物の位置関係	■建物図面(各階平面図)のとおり □土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者兼所有者	<ol style="list-style-type: none">1 物件2の建物は、私が家族と共に住居として使用しています。2 物件2の建物に雨漏り等といった大きな不具合は特にありません。3 物件1の土地については、隣接土地との境界を分けるように塀が設置されています。塀の内側が物件1の土地です。境界等について近隣の土地所有者と特に問題は生じていません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 受命物件の状況は、間取図、写真及び関係人の陳述のとおりである。
- 2 受命物件の占有関係については、2枚目記載のとおりである。なお、物件2の建物は、関係人の陳述及び室内の状況等から、債務者兼所有者が居宅として占有しているものと認めた。
- 3 物件2の建物の洗面所には床が抜けそうになる箇所（浴室との境界付近）が見受けられた。
- 4 物件1の土地は、概ね公簿と同じ形状に見受けられたが、関係人のいう境界上の塀の内側の面積を実測したところ、公簿上の面積と誤差があったため、物件1の土地の境界付近の塀が隣接土地へ越境して設置されている可能性を否定できない。特に北東側境界近辺には、北東側隣接土地（地番335番1）に一部土地が突き出すように塀が設置されている箇所があったが、公簿上の地形の形状からはそのような突き出した箇所は見受けられないため、同部分についても越境している可能性がある。なお、関係人の陳述によれば、近隣の土地所有者との間で境界について特に問題が生じているわけではないとのことである。
- 5 物件1の土地上に電柱及び支線が1本ずつ存している。
- 6 評価人によると、物件1の土地の南西側に接する道路は町道であり、同町道は建築基準法第42条第1項第1号該当道路である。

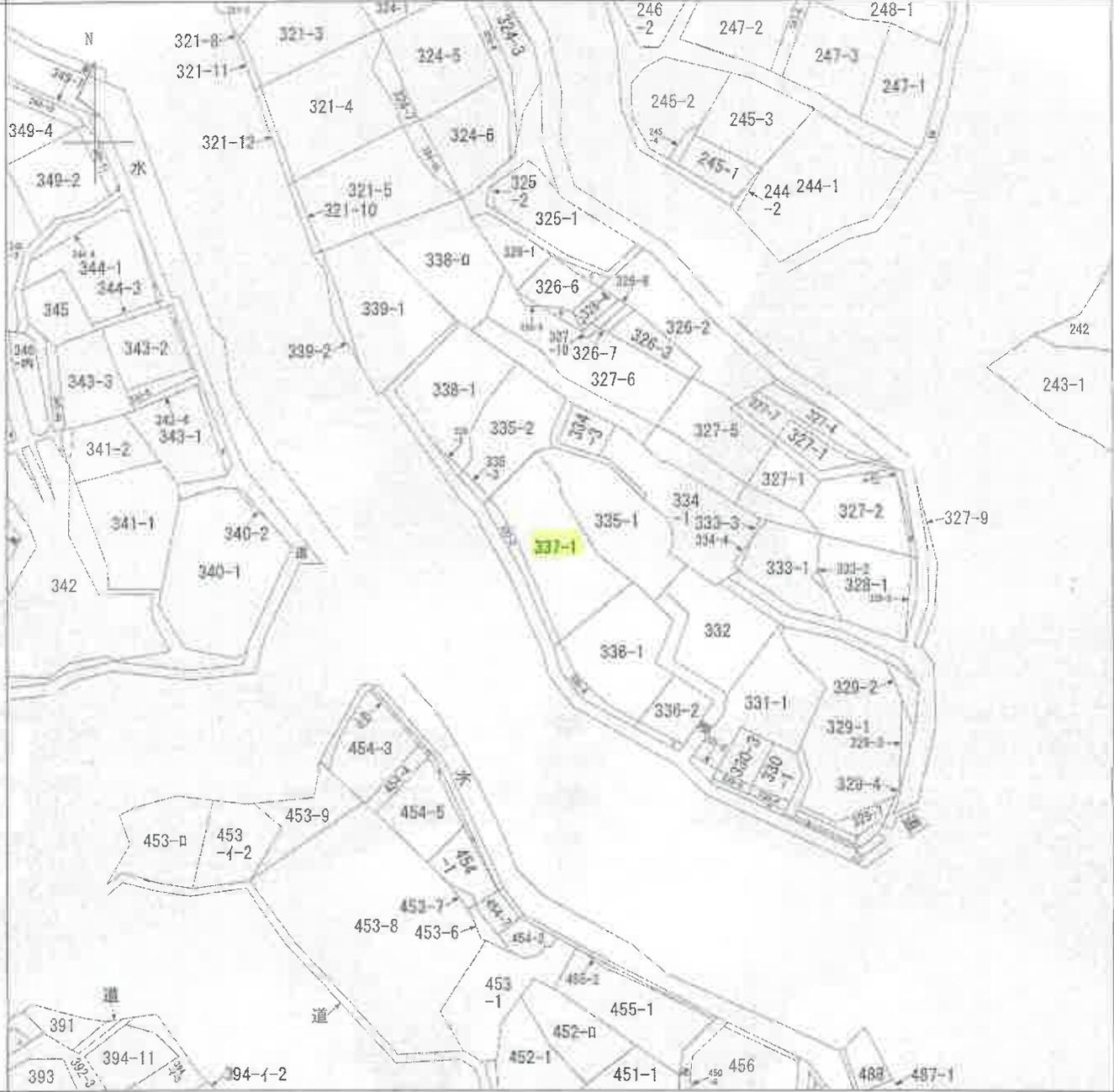
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年4月23日(水) 14:18 — 14:38	目的物件所在地	債務者兼所有者と面談, 外観調査, 写真撮影
令和7年5月15日(木) 15:30 — 16:15	目的物件所在地	債務者兼所有者と面談, 立入調査(評価人同行)
令和7年8月14日(木) 11:01 — 11:11	横浜地方法務局 西湘二宮支局	土地登記事項証明書受領 建物登記事項証明書交付請求(該当なし)
年 月 日 () : — :		
年 月 日 () : — :		
年 月 日 () : — :		
年 月 日 () : — :		
(特記事項)		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 _____ を立ち合わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		
<input type="checkbox"/>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

イ 326-5 ニ 327-12 ホ 329-6 ト 336-3 リ 343-7 ニ 346
 エ 327-11 ハ 329-5 ヘ 330-2 チ 343-6 ス 344-2 っづく



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	足柄下郡湯河原町福浦字河原		地番	337番1			
出縮	力尺	1/600	精度分	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	大正13年3月		備付年月日 (原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年2月12日
 横浜地方方法務局西瀬二宮支局
 登記官

請求番号：60-1
 (1/2)

(6 枚目)



登記年月日：平成15年5月19日

906425

前番 337-1 後・新同一
番 337-2 337-1

地積測量図

土地の所在
足柄下郡湯河原町湯河原字河原

座標一覧

点名	X座標	Y座標
A188	129.505	681.386
K133	129.201	681.652
K134	127.662	682.405
K135	125.812	683.355
K136	123.283	684.349
K137	120.026	685.602
K138	118.181	686.316
K139	116.008	687.152
K148	111.828	688.569
B35	108.514	689.774
A165	109.272	690.650
A104	123.727	685.728
A105	124.866	685.339
A102	127.066	684.328
A101	129.127	683.033
A189	130.175	682.309

求積表

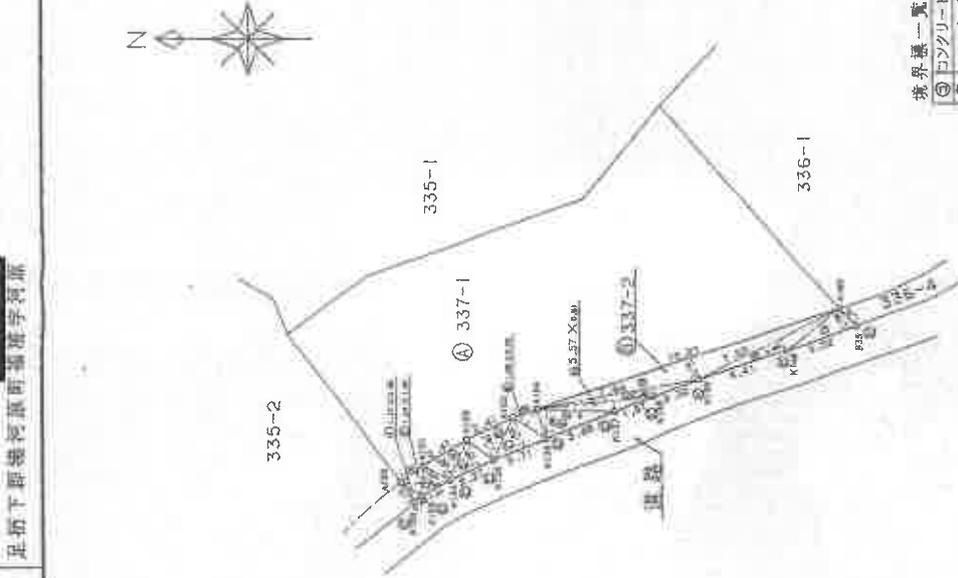
符号	底辺	高さ	積
1	1.17	0.39	0.4563
2	1.44	1.00	1.4400
3	1.51	1.21	1.8271
4	2.41	1.22	2.9402
5	2.27	1.40	3.1780
6	2.41	1.40	3.3740
7	2.71	1.50	4.0650
8	1.86	0.93	1.7298
9	3.70	1.36	5.0320
10	5.57	0.51	2.8407
11	7.84	0.42	3.2928
12	15.27	1.14	17.4078
13	7.59	0.66	5.0094
14	3.52	1.08	3.8016
1/2			56.3947
			28.19735

換算

符号	面積	合計面積	換算面積
④ 337-1			
公算面積	28.19735		209.81915

地積

土地番号	面積
④ 337-1	209.81 ㎡
④ 337-2	



境界線一覧
 ① コンクリート
 ② プラスチック板
 ③ 金属板
 ④ 金属プレート
 ⑤ 鋼
 記載なしは四上点

縮尺 1 / 250
15.5.19

申請人

(平成15年4月10日作製)

作製

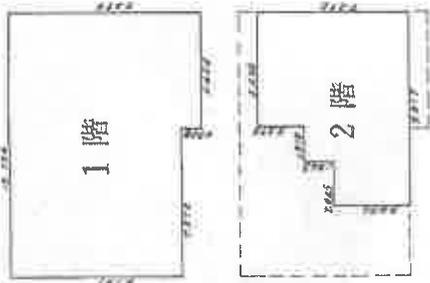
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 令和7年2月12日 横浜地方支務局西瀬宮支局 登記官

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

登記年月日：昭和62年2月4日

909276

各階平面図



求積

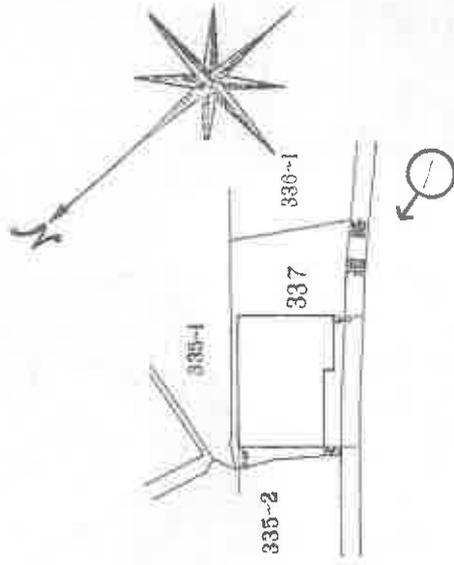
1階 $12.726 \times 8.181 = 104.1114$
 $5.454 \times 0.909 = 4.9576$
 床面積 109.0696

2階 $5.454 \times 2.273 = 12.3969$
 $(5.454 + 1.818) \times 1.363 = 9.9117$
 $9.317 \times 3.636 = 33.8766$
 床面積 56.1852

建物図面各階平面図

家屋番号 337

建物の所在 足柄下郡湯河原町福箱字河原337番地



←○は写真撮影位置・方向

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

(日原署)

縮尺 1/500

62.2.4

縮尺 1/250

申請人

作製者

(日原署)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年2月12日 横浜地方支務局西湘三定支局 登記官

(枚目)

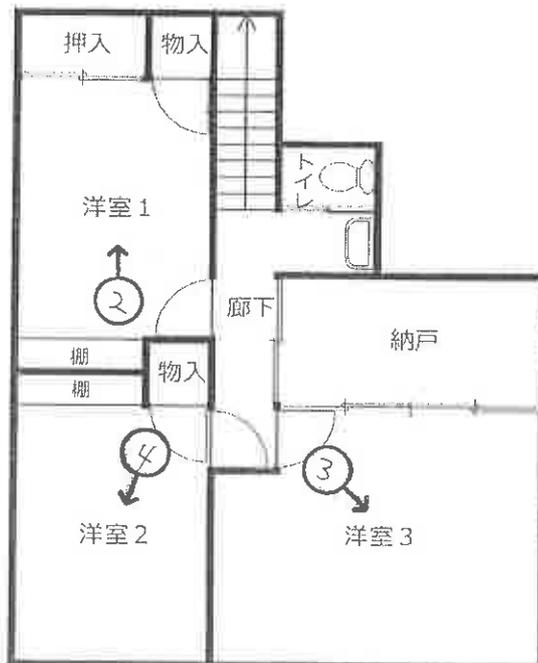
請求番号：61-1

間取図 (物件 2)

1階縮尺 1/100



2階縮尺 1/100



←○は写真撮影位置・方向
(9 枚目)

①物件2の建物の外観



②



③



④



(// 枚目)

⑤



⑥



令和7年(ケ)第 34号
令和7年 5月15日 現地調査
令和7年 9月 5日 評 価

横浜地方裁判所小田原支部

評 価 書

(3 - 1)

評価人 不動産鑑定士
難波 秀夫

第1 評価額

一括価格（合計）	
金5,530,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金2,410,000円
物件2（建物）	金3,120,000円

- ① 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。

3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件番号	登記	現況
1	次頁物件目録記載のとおり	
2		
特記事項		
なし		

* 現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 足柄下郡湯河原町福浦字河原 |
| | 地 番 | 337番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 209.81平方メートル |
| 2 | 所 在 | 足柄下郡湯河原町福浦字河原337番地 |
| | 家屋 番号 | 337番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造銅板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 109.06平方メートル
2階 56.18平方メートル |
| 3 | 所 在 | 足柄下郡湯河原町福浦字杉洞 |
| | 地 番 | 342番 |
| | 地 目 | 畑 |
| | 地 積 | 568平方メートル |
| 4 | 所 在 | 足柄下郡湯河原町吉浜字田の端 |
| | 地 番 | 182番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 135.63平方メートル |
| 5 | 所 在 | 足柄下郡湯河原町吉浜字田の端 |
| | 地 番 | 182番5 |

第4 目的物件の位置・環境等

1. 対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR東海道本線「真鶴」駅の南西方約780m（道路距離）、徒歩約10分。	
付近の状況	小中規模一般住宅が建ち並ぶ既成の住宅地域	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他	非線引き都市計画区域 第1種住居地域 60% 200% 準防火地域 宅地造成工事規制区域、津波災害警戒区域、景観計画区域（注1）
画地条件	規模 形状 間口・奥行 地勢	209.81㎡（注2） ほぼ長方形 間口約22.5m、奥行約10.5m（注3） ほぼ平坦
接面道路の状況	南西側現況幅員約4.5～5.8m町道（建築基準法第42条第1項第1号）に0～0.5m程度低く約22.5m接面。	
土地の利用状況等	物件2建物の敷地等として利用されている。 建物の配置は附属資料建物図面のとおりに。	
供給処理施設	上水道 都市ガス 下水道	あり なし（プロパンあり） あり

<p>特 記 事 項</p>	<p>(注1) 建築物の高さの最高限度は15mとする等の制限がある。</p> <p>(注2) 物件1土地自体の登記附属地積測量図がなく、登記附属公図（以下、「公図」）と現況の北東側の線形が異なるが、現地を踏査した結果、登記附属建物図面（以下、「建物図面」）と概ね符合するものと思料される。</p> <p>また、上記現地の踏査及び建物図面・地形図等を基に隣接地との境界を示すように設置されている塀及び擁壁により囲まれている部分を図上概測すると、10%強程度の縄延びの可能性はある。</p> <p>本評価では市場性修正において参酌するところ、周囲との境界を確定のうえ、実測を要するものと思料する。</p> <p>なお、北東側のうち、南東端の一部（0.5㎡程度）が北東側隣接地（地番335番1）に長方形状に突出しており、債務者兼所有者の陳述（以下、「陳述」）によると、特に問題は生じていないとのことであるが、公図・建物図面と異なるので、越境している可能性も否定はできない。</p> <p>(注3) 現地概測及び建物図面等による概測数値</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 陳述によると、隣接地との境界に塀が設置されており、塀の内側が物件1土地であり、境界等について近隣の土地所有者と争いはないとのことである。 ◇ 物件1土地上に電柱及び支線が1本ずつある。 ◇ 基準建蔽率70%
----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 残存耐用年数	建 築 年 月 日 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	昭和61年12月26日新築（登記記載） 約39年 －
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 畳 設 備 そ の 他	木造2階建 銅板葺 吹付 等 京壁、ビニールクロス貼、板張 等 合板、ビニールクロス貼 等 畳、フローリング、カーペット、軟質クッション 等 トイレ×2、浴室 等 －
床面積（現況）	1階：109.06㎡、2階：56.18㎡、延165.24㎡	
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	居宅 7DK＋納戸×2（附属資料間取略図のとおり）
品 等	普通	
保守管理の状態	やや劣る（注）	
建物の利用状況	令和7年5月15日内部立入調査。 債務者兼所有者が占有している。	
特 記 事 項	<p>(注)陳述によると、雨漏り等大きな不具合はないとのことであった。目視調査の結果、洗面所の浴室側の床に抜けそうな箇所がみられたほか、床に置いたボールが部分的に転がる箇所があったが、原因は不明である。そのほか、経年による摩滅・損耗・損傷・老朽化・機能的陳腐化が認められた。</p> <p>◇ 県西土木事務所まちづくり・建築指導課の目的物件該当地番に係る台帳記載事項証明書によると、物件2建物は、確認年月日：昭和61年7月2日、番号：第9－3111号で建築確認を受けているが、完了検査はなく、遵法性は不明である。</p>	

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地 価 格 (円/㎡)	個 別 格 差	更地価格 (円/㎡)	地 積 (㎡)	建付減価	建付地価格 (円)
1	40,500	$\times \frac{100}{100}$	40,500	$\times 209.81$	$\times 0.90$	= 7,650,000

- ◇ 標準画地価格：標準画地価格は下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して決定した。

地価調査 湯河原(県)－3

$$\begin{array}{cccccc} \text{地価調査価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 43,300\text{円}/\text{㎡} & \times & \frac{100.0}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{107} & = & 40,500\text{円}/\text{㎡} \end{array}$$

- ◇ 時 点 修 正：令和6年7月1日から評価日までの推定変動率である。
- ◇ 標準化補正：地価調査地は標準画地で補正の必要なし。
- ◇ 地 域 格 差：地価調査地の所在地域は対象地域に比し、街路条件・接近条件・環境条件等の総合格差で上記のとおり。
- ◇ 個 別 格 差：ほぼ標準的。
- ◇ 建 付 減 価：建付減価率を－10%と判定した。

② 物件2（建物）

本件建物は築後約39年を経過する建物であり、その市場価値は低いことを考慮し、再調達原価（1㎡当たり150,000円と査定）の1%をもって建物自体の価格とした。

物件番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現 価 率	建 物 価 格 (円)
2	150,000	× 165.24	× 0.01	= 250,000

2. 評価額の判定

前記により求めた価格を基に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格 (円)	土地利用権等割合(注)		土地利用権等価格 (円)
1	7,650,000	×	0.55 法定地上権	= 4,210,000

(注) 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を55%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる 価格 (円)	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円)	占有減 価修正	市場性 修正	競売市 場修正	その他 の控除	評価額 (円)		
1	7,650,000	- 4,210,000		×	1.0	×	0.7	= 2,410,000	
2	250,000	+ 4,210,000	×	1.0	×	1.0	×	0.7	= 3,120,000
一括価格(合計)							= 5,530,000		

◇ 占有減価修正：必要なし。

◇ 市場性修正：築後約39年を経過した建物及び土地からなる複合不動産で、建物の保守管理の状態等による有効需要の減退する程度を考慮のうえ、縄延びの可能性を参酌して、市場性修正は不要と判断した。

◇ 競売市場修正：-30%と判定した。

◇ その他の控除：必要なし。

第6 参考価格資料

1. 地価調査価格 湯河原(県)ー3

所 在：足柄下郡湯河原町吉浜字起請畑1921番59

価 格：43,300円／㎡

位 置：JR東海道本線「真鶴」駅約1.4km

価 格 時 点：令和6年7月1日

地 積：224㎡

供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：南西3.6m町道

用途指定等：非線引き都市計画区域、第1種住居地域(建蔽率60%、容積率200%)

地域の概要：中規模一般住宅、別荘が建ち並ぶ住宅地域

2. 固定資産税評価額 (令和6年度)

物件1 6, 0 1 7, 3 5 0 円

物件2 2, 8 1 1, 3 7 7 円

第7 附属資料の表示

位置図

公図写 (本図面はA3判からA4判へ縮小したものである。)

地積測量図写 (参考、本図面はA3判からA4判へ縮小したものである。)

建物図面・各階平面図写 (本図面はA3判からA4判へ縮小したものである。)

間取略図

以上

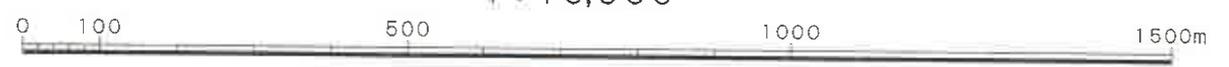


虎掛海岸

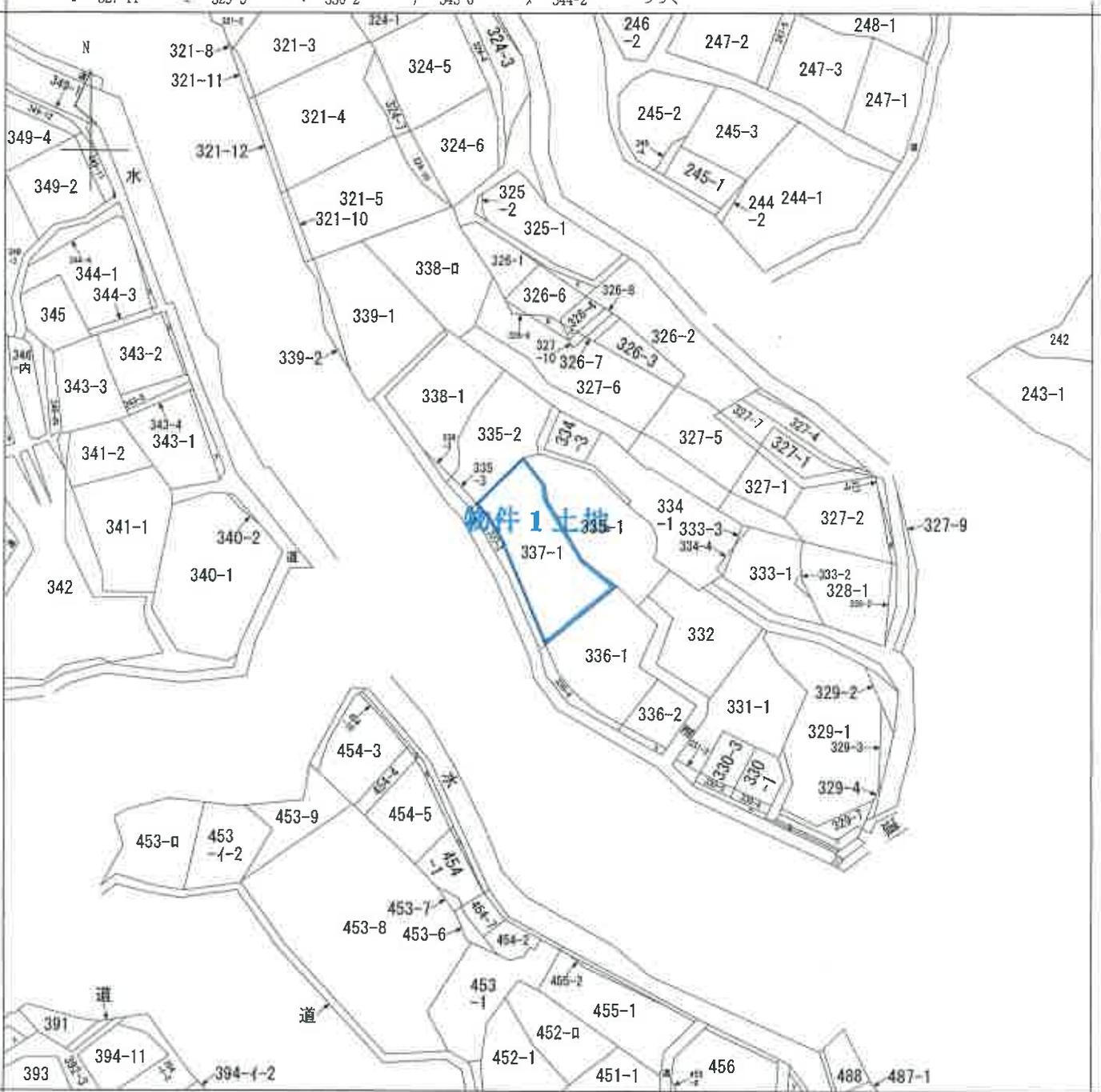
相 模 灘



1 : 10,000



位 置 図 (湯河原町役場・白図)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 福浦
B 福浦

請求部	所在	足柄下郡湯河原町福浦字河原			地番	337番1		
出縮力尺	1/600	精度区	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	大正13年3月			備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年2月12日
 横浜地方法務局西湘二宮支局
 登記官

906425

前 337-1 後・新岡一
地 番 337-2 337-1

地積測量図

土地の所在 足柄下郡湯河原町福浦字河原

座標一覧

点名	X座標	Y座標
A168	129.506	681.386
K133	129.201	681.652
K134	127.882	682.405
K135	125.812	683.355
K136	123.283	684.349
K137	120.026	685.602
K138	118.181	686.316
K139	116.008	687.152
K148	111.828	688.569
B35	108.514	689.774
A165	109.272	690.650
A104	123.727	685.728
A103	124.868	685.339
A102	127.056	684.328
A101	129.127	683.093
A189	130.175	682.309

求積表

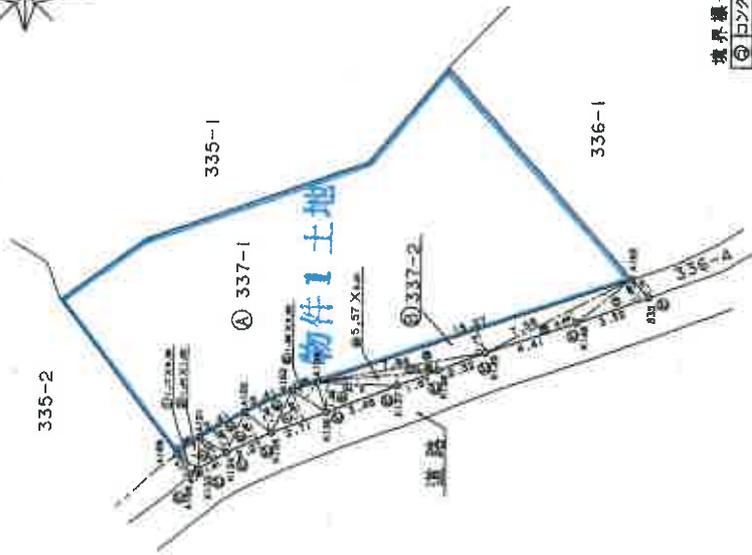
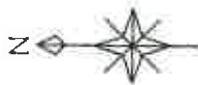
符号	底	辺	高	寸	積
①	337-2	1	1.17	0.39	0.4563
2		2	1.44	1.00	1.4400
3		3	1.51	1.21	1.8271
4		4	2.41	1.22	2.9402
5		5	2.27	1.40	3.1780
6		6	2.41	1.40	3.3740
7		7	2.71	1.50	4.0650
8		8	1.86	0.93	1.7298
9		9	3.70	1.36	5.0320
10		10	5.57	0.51	2.8407
11		11	7.84	0.42	3.2928
12		12	15.27	1.14	17.4078
13		13	7.59	0.66	5.0094
14		14	3.52	1.08	3.8016
計					56.3947
1/2					28.19735

求積

符号	面積	合計面積	換地面積
①	337-1	238.0165	209.81915

地積

土地番号	地積
① 337-1	209.81 m ²
② 337-2	28.19735



境界線一覧

①	コンクリート杭
②	プラスチック板
③	金属板
④	金属プレート
⑤	鋼
⑥	鋼

※配定しは図上成

作製者

(平成15年4月10日作製)

申請人

縮尺 1/250

(神奈川県足柄下郡湯河原町)

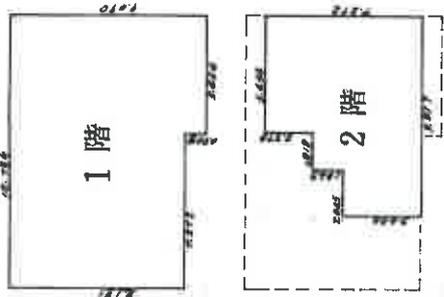
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年2月12日 横浜地方支務局西湘二宮支局 登記官

登記年月日：昭和62年2月4日

令和7年2月12日 横浜地方務局西瀬二宮支局 登記官

9092276

各階平面図



求積

1階 $12.726 \times 8.181 = 104.1114$
 $5.454 \times 0.909 = 4.9576$
 床面積 109.0696

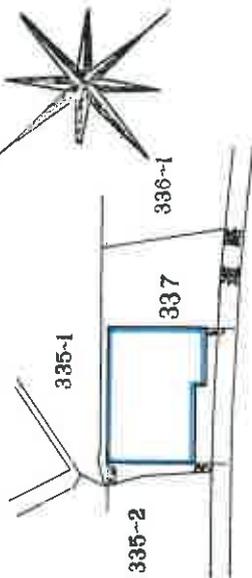
2階 $5.454 \times 2.273 = 12.3969$
 $(5.454 + 1.819) \times 1.363 = 9.9117$
 $9.317 \times 3.636 = 33.8766$
 床面積 56.1852

建物図面
各階平面図

家屋番号 337

建物の所在 足柄下郡湯河原町福浦字河原337番地

物件2建物



(目加棟)

縮尺 1/500

62.2.4

申請人

縮尺 1/250

31日作製

作製者

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

請求番号：61-1

1階



2階

